

鶴見区役所からのお知らせ

個人住民税（市民税・県民税）の 公的年金 から特別徴収 ～平成21年10月から始まります～

地方税法の改正に伴い、65歳以上で公的年金を受給されている方の個人住民税（市民税・県民税）は、平成21年10月から、年6回の年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）されることとなります。

21年度は、この制度が導入される初始年度であることから、6月、8月の2期分は普通徴収となり、10月からは特別徴収となります。

この制度は、年金受給者が金融機関等に足を運び納税する手間を省くとともに、市町村における徴収の効率化を図るために実施するものです。

Q1 納税方法はどのように変わりますか？

- A 現在、銀行などに出向き納付書により窓口でお支払いいただくか、口座振替により納付（普通徴収）いただいています。今回の制度導入により、個人住民税は、年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）されることとなります。なお、口座振替による納付を選択することはできません。

Q2 どんな人が対象ですか？

- A 介護保険料が年金から特別徴収される人（当該年度の4月1日に公的年金を受給している65歳以上の人）が対象です。ただし、一定の基準を下回る場合は対象となりません。

Q3 制度が変更になって税負担は増えますか？

- A この制度は、個人住民税の支払い方法を変更するものであり、新たな税負担は生じません。

Q4 年金以外の所得がある場合は、どのように納税しますか？

- A 年金以外の所得（不動産や給与等）に対する個人住民税は、年金からは特別徴収されませんので、従来どおりの方法（普通徴収、給与からの特別徴収）により納付いただくこととなります。

なお、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 鶴見区役所税務課市民税担当（Tel.045-510-1713 FAX045-510-1894）